

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

令和5年5月26日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

やまなし県央連携中枢都市圏広域観光推進（広域観光プロモーション）業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和6年3月15日（金）まで

3 業務内容

別添「やまなし県央連携中枢都市圏広域観光推進（広域観光プロモーション）業務委託仕様書」のとおり

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。（共同企業体としての参加は認めない。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、甲府市税の未納がないこと。
- (9) 平成30年4月1日から令和5年4月30日までに、国の機関、地方公共団体又は地方公営企業が発注した「メディア等を活用した観光プロモーションの企画を主目的とする業務委託」のうち、当該業務委託金額の総額が1000万円以上のものを受注し履行した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての受注実績は、代表構成員であり出資比率が50%以上であるものに限る。

5 手続等

別添、「やまなし県央連携中枢都市圏広域観光推進（広域観光プロモーション）業務委託公募型プロポーザル実施要項」のとおり

6 連絡先

甲府市役所 産業部商工観光室観光課観光開発係（本庁舎8階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話 055-237-5702

FAX 055-227-8065

メール sangkaka@city.kofu.lg.jp